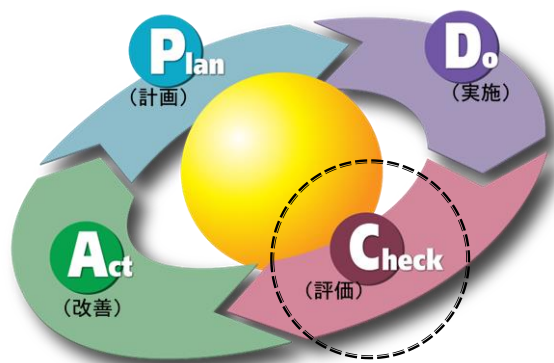


# 平成29年度中間見直し時

## PCDAサイクルによる地域福祉計画評価



計画の評価は、一つ一つの取り組みを評価するだけでなく、計画で集約した課題や取り組みの基本方向を踏まえ、市の取り組み状況だけでなく、社会福祉協議会などから把握された地域福祉課題の検証など、地域の実情を取り入れながら総合的に評価を行います。

計画の進捗状況は、定期的にその進捗を把握し、分析・評価を行い課題等がある場合には随時対応して行きます。その為、計画に定める事項について定期的な調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときには、計画の変更やその他必要な措置を講じる（PDCAサイクル\*<sup>9</sup>）管理手法を取り入れ、計画の中間年度である平成29年度を見直し時期とします。（地域福祉計画より）

### ○（評価・Check）

#### 基本目標1 地域福祉を担う人づくり

##### 基本施策① 福祉教育の推進

各種障がい者団体や大会への補助、運営への関与、援助を通して市民との交流や相互理解を促進しました。地域の特色を生かした事業実施という面では十分とは言えず、地域特性の再評価を通して福祉教育への反映について具体的な事業、カリキュラムの作成ができないか次期改定までに検討を行います。

家庭の介助支援については、社会福祉協議会での家庭介護教室や転倒骨折予防教室など各種教室の開催による家庭内での介護方法習得の支援を行いました。

福祉に係る問題について、行政として今後も広報、HP、各種講座やフォーラムを通して、更に理解を深めるよう努めます。

##### 基本施策② 地域福祉を担う人材の育成・活用

社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの事業については補助金等により支援を継続し、ニーズとのマッチングを図っています。

現在に至るまで一般市民や各種団体、中学生及び市職員を対象として認知症サポーター養成講座を開催し、市内延べ（8, 357人）の受講を頂き、認知症への理解を深めるとともに人材育成のためのすそ野を広げる事業をおこないました。今後も講座を継続開催し認知症に対する理解と人材の育成を図ります。

### 基本施策③ ボランティア・NPO活動の育成・支援

ボランティア・NPO 団体への活動に対して公共施設における利用料の減免おこない、その活動を支援。今後も引き続き活動の支援をおこなって行きます。

また各地区で行われる敬老会への地域住民のボランティア参加や社会福祉協議会で開催される各福祉に係る講座や教室の開催を通し、活動に係る市民の育成や支援の場を提供し、今後も同様の支援をして行きます。

登録ボランティア団体数については50～60前後（平成29年度は59団体）で横ばいとなっています。今後は高齢化や支援者の不足等が顕著となってくることから、ボランティア活動への理解と啓蒙を促進し、ボランティア団体の増加はもとより、既存団体と支援を必要とする方々とのマッチングの為の広報や体制を社会福祉協議会を中心として強化して行きます。

### 基本施策④ 市民参加の取り組みと福祉意識の向上

福祉意識の向上に向け、市民参加型の取組としてなかよし運動会や新年のつどいなど地域交流を目指した大会や催しを開催してきました。また民間事業所による絵画展の開催など、市民と障がい者が交流する場が増えて来ております。まさサービス事業所による生産物の販売など市物産館での取り扱いも行われ、福祉意識の向上に寄与しています。長期に渡って継続されている大会や催しについては、参加者の高齢化や固定化が見られ今後、市民もより広く参加できる大会等に出来ないか検討する余地があります。

高齢者に関しては地域で行われている敬老会を通して、地域のボランティアがスタッフとして参加しており、地域で高齢者を大切にする意識向上の機会となっております。

また民生委員や町内会などによる支援を必要とする高齢者世帯への訪問、声掛けなどを通し、地域における見守り意識を今後も推進して参ります。

## 基本目標2 地域福祉を支えるネットワークづくり

### 基本施策⑤ 地域住民の支え合い体制の拡充

町内会、行政連絡員、民生児童委員など地域に密着した組織との連携を通し、支援を必要とする方について避難行動要支援台帳や防災キットの配布などで情報共有体制

及び支援体制の拡充を行ってきました。

また地域支援推進員（生活支援コーディネーター）を配置し、生活支援の担い手の養成や・発掘を行っております。

更にスムーズな支援及び問題解決のため、行政各相談窓口への連絡体制のさらなる強化及び関係機関が連携した自宅訪問を通し、常に地域との情報交換を大切にし、地域での支援が出来るよう、体制の強化を進めます。

高齢者世帯、高齢単身世帯の増加や障がい者単身世帯など見守りや支援を必要とする世帯に対し、民生児童委員による要支援者家庭への訪問、各相談支援業務を行う行政担当による訪問を通し、情報の共有や横断的な体制による訪問活動が行われるようになって来ました。今後とも民間事業所、社会福祉協議会、民生児童委員、行政各機関で構築されている現在のネットワークを各ケース会議や個別相談を通して強化し、地域での細やかな支援体制の充実を目指します。

## 基本施策⑥ 地域づくり活動の支援

地域が育んできた地域特色や資源を生かした地域づくりを支援するための取組を進めてきました。

町内会・自治会げんきアップ事業については、町内点検を（①本来、町内会が持っている力・機能の維持・活性化、②地域の再認識と地域づくりのきっかけ、③（仮称）診断書の作成による地域と行政の情報共有、④他出者や移住者を受け入れる仕組みの立案、⑤20～30代など若年世代の地域定着に向けた立案を目的として）管内488町内会の会長を含めた役員を対象に実施し、地域内の問題や課題についての洗い出しと地域での話し合いを行い、地域づくりのための事例学習を東由利地域、鳥海地域で実施しました。また本荘地域では、自分たちの地域の見直しとして「まち歩き」を実施。鳥海地域では「笹子ブランド」を地域外にPRしようと、鳥海道の駅で、平成27年10月に「笹子きのこまつり」を、平成28年5月に「笹子山菜まつり」を開催し、地域活性化のための取組を行いました。市では、今後も地域活性化に向けた視察研修などの事例学習会について、支援して参ります。

地域が育んできた地域特色や資源を生かした地域づくりを支援するための取組を進めてきました。

町内会・自治会げんきアップ事業では、地域づくり活動支援の取り組みのステップとして、①現状や地域資源の再認識、②住民相互の情報共有、③課題解決と資源活用に向けた合意形成、④計画づくりと実践、と想定しており、ステップの①や②となる「町内点検」や「まち歩き」を平成27年度5件、28年度9件、29年度3件、実施して参りました。

本事業をきっかけとして、鳥海地域笹子地区では「笹子ブランド」を地域外にPRしようと、平成27年10月に鳥海道の駅で「笹子きのこまつり」を開催したほか、各地域で住民に多くの気づきが生まれており、地域づくり活動に向けた土台が醸成さ

れてきていると考えております。

地域づくり推進事業は、地域ごとの特色ある事業の実施を支援しており、平成27年度75件、28年度90件、29年度90件の補助申請がありました。今後も地域住民の主体的な地域づくり活動を支援して参ります。

## 基本施策⑦ 地域福祉の担い手の連携促進

高齢者、障がい者、児童など対象者が広範囲に渡る福祉サービスの提供は、一人ひとりまた家庭ごとに様々な要素が絡みあうため、分野を超えた関係機関の連携を図る必要があります。そのため中央地域包括支援センター、南部地域包括支援センターの開設による機能強化や横断的なケース検討及び訪問の実施を行っています。

地域ケア会議を8地域で毎月開催し、地域課題の解決に向けた多職種連携、個別ケースの支援を通じ地域支援ネットワークの構築を図ります。また、困難ケースについては地元自治会や民生児童委員、社会福祉協議会やケアマネジャーなど地域を支える福祉関係者との情報交換や訪問を行い行政と地域福祉を支える関係者が一体となった問題解決を行っています。

また、地域福祉を担う民生児童委員の活動について、今後もあり手不足が懸念されることから地域の大切な相談見守り役として行政との橋渡しをする存在として、その活動について継続した支援を行って行きます。現在286人の定員維持に努めてきましたが1名の欠員が出ており、引き続き地域と連携し定員の確保に努めて参ります。また相談技術の向上や問題解決のための研修等を計画的、計測的に県、社会福祉協議会など関係機関と共に支援してきました。今後も引きこもりや貧困問題が増加すると考えられる事から専門的な知識の習得の為、研修や情報提供、行政からの講師派遣などを行って行きます。

今後も地域課題の早期発見、解決に向け、地域包括支援センターを中心とし、各課や地域福祉関係者との連携を深め、即応性のある対応を目指します。

## 基本施策⑧ 地域福祉を推進するための基盤整備

高齢者の生きがいづくりや引きこもり防止、介護予防を目的とした地域ミニデイサービス事業により、高齢者が気軽に集う活動を支援しており、市内34町内会で実施されております。今後も普及啓発を行い、市民の自主的活動や協力員が支える体制を支援していきます。

身近な相談相手である民生委員等が活動しやすい環境整備のため、関係各課が積極的に民生委員等と協働で訪問を行い、情報共有を進めながら問題解決に向けての支援を行いました。またその活動について広報への掲載や地域訪問を通じた周知を行って来ました。

今後についても各分野（高齢者、児童、障がい）ごとの地域の相談方法についての広報や民生委員など身近な相談窓口の認知が高まるよう広報啓蒙活動を続けてまいります。

### 基本目標3 充実した福祉サービスの仕組みづくり

#### 基本施策⑨ 福祉サービスの情報提供・相談窓口の強化

福祉に関する情報を対象者に迅速に届けるため、ホームページ上では各種助成制度や啓蒙活動について随時更新が行われていますが、一部の分野においては更新がなされていないなど情報の即応性に対して不十分な所が見られることから、課内における情報更新の研修やチェックを実施します。

また福祉分野全体として、リニューアルされた由利本荘市ホームページを活用しながら、情報利用されるお客様へ安心できる情報の提供を行います。

相談窓口については、地域包括支援センターが新たに中央・南部地域の2地域に増設されその機能強化が図られております。今後も北部地域にも同様のセンターの増設が計画されており、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みが順調に進んでいることから、さらに関係機関との連携を深めて、細やかな相談支援体制の確立を目指します。

障がい分野においては基幹相談支援センターの設置や相談員の増員とその機能の強化が図られてきており、相談支援件数も増加しており、定期的な相談支援関係者による情報共有の場が設けられております。地域包括支援センターや子育て支援センターや家庭相談員との連携をさらに深め、横断的な情報交換や訪問の実施をさらに進めて行きます。

児童相談については担当課、子育て支援センターや家庭相談員による相談支援を今後とも継続し、地域における子どもを取り巻く問題の早期発見、早期対応に努めて行きます。

また民生児童委員への要支援者への情報提供については今後とも継続し、必要に応じて他相談機関や民間事業所の紹介などを通して、一体的な対応を強化していきます。

#### 基本施策⑩ 多様で適切な福祉サービスの確保

高齢者、児童、障がい者の各分野ごとに開催される協議会、ケア会議を中心として円滑なかつ横断的なサービス支給や個別困難ケースへの対応を実施してきました。その分野ごとにおける具体的なサービスへの反映や数字的な目標については個別関連計画で行いますが、今後も協議会、ケア会議で出された方針を元に、担当窓口だけでなく横断的な情報共有と連携した対応から円滑なサービス利用へつながるよう強化して



いきます。

また、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者の支援により、従来の問題に加え、近年問題が顕著化して来ていた生活困窮者への支援が開始されました。社会福祉協議会が主体となって生活困窮者自立支援調整会議が開かれ、各分野の担当が情報共有を行っています。同調整会議を生活困窮への情報共有の場としてだけでなく、各分野から福祉サービスの確保や一分野にとどまらない多重的なサービス支給の情報交換の場として活用し、生活困窮に至る複合的な問題に対応します。

## 基本施策⑪ 福祉サービスの利用促進

権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がい者等の権利を保護するため成年後見制度など権利擁護事業のしくみを周知し、その普及・啓発に取り組んで来た事により、高齢者分野にとどまらず、障がい者分野においても成年後見制度の認知、利用が高まって来ています。また平成29年度はサービス事業者への成年後見制度の研修等を行い、より利用者の権利が保護され福祉サービスが利用しやすいよう啓発活動を行ってきました。

平成25年度より設置された障がい者虐待防止センターですが、対応にあったうち現在まで1件が虐待の認定を受け行政と基幹相談支援センターが共に問題解決にあたって来ました。今後も虐待事案への対応について再度対応方法の確認を行い、確実な保護支援の体制の確立を図ります。

## 基本施策⑫ 保険・医療・福祉などの関連分野の連携

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制や支えあいの仕組みである地域包括ケアシステムの実現に向け、中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を進めてきました。現在、地域包括支援センターに加え中央地域、南部地域の包括支援センターが整備され、今後も北部地域へも同様の包括支援センターが開設予定となっており、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを進めてまいります。

これからも住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、地域の実情に応じた生活支援サービスの基盤整備や在宅医療・介護連携推進を図っていき、医療や介護、福祉等のサービスを有機的につなげ、支援を必要とする方に応じた切れ目のない対応を可能にすることを目指していきます。

在宅医療・介護連携の推進では、由利本荘市地域包括ケア推進委員会を設置しており、由利本荘医師会や関係機関と連携しながら、在宅医療・介護連携の課題抽出や対応を協議しております。今後も地域の医療・介護サービス資源把握や研修会の実施、

パンフレットの配布や講演会を開催し、体制を強化していきます。

認知症になっても、認知症高齢者等とその家族が、住み慣れた地域安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護の関係機関が連携して認知症の初期の段階から対応できる体制や、気軽に集うことができる場の拡充、地域全体で認知症を正しく理解できるよう知識の普及啓発や相談体制の充実を図っていきます。

## 基本目標4 暮らしやすい地域環境づくり

### 基本施策⑬ 緊急時・災害時の対策の強化

由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランを元に支援者台帳の更新を年1回行い、その台帳を元に町内会、民生児童委員への情報提供から個別訪問、さらにその結果を台帳へ反映し、日々変わる要支援者の状況に対応できるよう努めてきました。しかしながら、現状では個々の避難支援計画による避難行動については、その実施に際し、保持している情報の内容について再度点検を行う必要があり、平成30年度以降、安全安心キットの情報更新に併せ、民生児童委員の協力を得ながら該当者情報の再確認を行っていきます。

福祉避難所については計画策定時同様の19施設となっており、今後、緊急避難時の対応について再度確認を行います。

H29年度には、危機管理課と連携し避難行動要支援対象者へ支援者と情報共有することへの同意の可否について確認作業を行いました。

今後は上位計画である由利本荘市防災計画及び避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難時行動要支援者への災害時における避難及びケアが適格・迅速に行えるよう危機管理課を連携し、情報の更新、避難経路の確認や訓練について検討して参ります。

### 基本施策⑭ ユニバーサルデザインの推進

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計を指すユニバーサルデザインを取り入れた空間の整備について、新設の公共施設についてはユニバーサルデザインの思想による整備がなされています。また安全で安心な福祉のまちづくりという視点では、わかりやすい表示や案内誘導、歩道の整備などが十分とは言えず今後も市民、民間事業者等の理解と協力を得ながら、安全で安心な生活環境作りに努めます。

こどものえきについては、現在、由利本荘市内には官民施設に併せて12か所に設置がされています。おむつ交換台、ベビーキープの設置は全箇所で行われていますが、授乳スペースについては4か所の整備に留まっていますので、整備事業の周知を

行いながら県と連携し、既存施設への設置及び新規施設の増加に努めます。

また、ユニバーサルデザインが安全で安心な福祉のまちづくりに欠かせない考え方である事から、今後もその理念について周知を図っていきます。

## 基本施策⑮ 移動手段の確保

由利本荘市コミュニティバスは現在、市内8地区19路線が運行され、民間路線バスの廃止に伴い地域の公共交通機関確保のため運行が続けられています。

高齢者や障がい者等の移動支援事業の周知については、包括支援センターやケアマネージャー、相談支援員がサービス利用に際し、利用者にあったサービスの提案を行う際の選択肢として認知されており、必要であれば条件を満たした上で日常生活の一助として利用が出来る状態にあります。しかし、福祉サービスについて、上記の関係者への相談が無い場合は移動手段サービスそのものを知らない場合もあるため、今後も広報やHPを利用して制度の周知に努めていきます。